

大雪による被災農林漁業者への支援対策について

平成 30 年 3 月 16 日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

今年度の大雪は、北陸を中心に 56 豪雪以来 37 年ぶりの積雪となり、想定を越える大雪が数日間継続したため、農業用ハウスなどに大きな被害が発生している。

このため、被災された農林漁業者の不安に応え、一日も早く経営再開ができるように、以下の対策を講ずる。

1 災害復旧事業等の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、及び森林関係等の農林漁業関係の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

2 共済金等の早期支払

農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。

3 災害関連資金の措置

被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるように、長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等により支援。

また、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請

4 農業用ハウス等の導入の支援

(1) 経営体育成支援事業（優先採択）を活用し、被災した地域の担い手に対し、農業経営の改善に必要な農業用ハウスの導入や露地栽培への転換に伴う農地の改良等に要する経費を助成。（被災した施設の撤去を併せて行う場合は、当該撤去も含む。）

(2) 被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスの設置に必要な資材導入や農業機械等のリース導入等に要する経費を助成。

(3) 農業用ハウス用資材などの円滑な供給が行われるように、農業資材メーカー等に逐次情報提供。

なお、(1) 及び (2) の支援は、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

5 経営再開、経営継続に向けた支援

- (1) 被災に伴い必要となる追加的な種子・種苗確保、被災した地域への種苗の融通のための輸送、追加的な防除・施肥等に要する経費を助成。
- (2) 被害果樹の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。
- (3) 簡易畜舎等の整備、畜舎等の簡易な修理、被災家畜に係る家畜導入等の支援及び牛・豚マルキンの生産者積立金の納付免除等を実施。

6 新規就農者の経営継続に向けた支援

被災した新規就農者の経営継続を支援するため、農業次世代人材投資事業（経営開始型）について、資金の早期交付（4月頃）を実施。

また、新規就農者向けの無利子資金（青年等就農資金）について円滑な融通や償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請済み。

7 鳥獣被害防止施設の復旧等の支援

被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

8 林野関係被害に対する支援

被災した森林の被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援。

9 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

10 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

以上のほか、近年多発する自然災害に対して、農林漁業者自らに備えてもらう観点から、地方公共団体及び関係団体と連携の上、本支援対策の実行時を含め、様々な機会を活用して、引き続き農業共済、森林保険、漁業共済、漁船保険等への加入を促進していく。

※ 4（1）、4（2）、5（1）については、別紙の留意事項を参照。

(別紙)

農業用ハウスの導入等における留意事項

1 事前着工等について

農業用ハウスの導入等については、それぞれの農林漁業者ごとに、次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

2 保険加入について

農業用ハウス等の導入の支援は、再建後の施設について、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証の加入等がなされることが要件となります。

<関係事業>

- 経営体育成支援事業
- 産地活性化総合対策事業